

くらし応援津市プレミアム付商品券2026取扱店募集要項
(趣旨)

第1 この要項は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民及び事業者を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、プレミアム分を付与した商品券の発行、販売等を行う事業（以下「商品券発行事業」という。）を実施するに当たり、令和8年度津市生活応援商品券発行事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき特定事業者を募集すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定取引 実施要綱第2条第2号に規定する物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (2) 受託事業者 実施要綱第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (3) 取扱店 実施要綱第2条第5号に規定する特定事業者をいう。
- (4) 商品券 本市が令和8年度に発行するプレミアム分を付与した商品券をいう。
- (5) 利用者 購入した商品券を取扱店で使用する者をいう。

(取扱店の登録申込み)

第3 取扱店としての登録を希望する者は、インターネット又はFAXにより次に掲げる情報を入力又は記入し、申し込むものとする。

- (1) 取扱店名
- (2) 代表者名
- (3) 加盟商店街名
- (4) 所在地
- (5) 電話番号
- (6) 担当者名
- (7) 業種
- (8) 特定取引による売上金の振込口座
- (9) その他市長が必要と認める情報

(取扱店の参加資格)

第4 取扱店の参加資格は以下のとおりとする。

- (1) 市内の店舗又は事業所等であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わっていないこと。
- (4) 公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- (5) 実施要綱第5条第6項各号に規定する物品の販売又は役務の提供のみを行っていないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（取扱店の登録等）

- 第5 市長は、第4の参加資格を満たす者から取扱店の登録申込みがあった場合、取扱店の登録を行うものとする。
- 2 受託事業者は、市長が前項の規定に基づき取扱店の登録を行った場合、当該取扱店に対して次に掲げる取扱店キットを交付するものとする。

- (1) 取扱店マニュアル
- (2) ステッカー
- (3) ポスター
- (4) のぼり（ポール及び土台は希望する場合のみ）
- (5) 換金用伝票
- (6) その他市長が必要と認めるもの

3 取扱店の登録期間は、令和8年7月10日までとする。

（取扱店の責務等）

第6 取扱店は、商品券発行事業が円滑に実施されるよう、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 第5の2に規定する取扱店キットのうち、ステッカー、ポスター及びのぼりについては、利用者にとってわかりやすい場所に設置するものとする。
- (2) 特定取引により受け取った商品券は、商品券裏面に取扱店名を記載又は押印し、半券を切り取るものとする。なお、既に商品券裏面に取扱店名が記載又は押印されているものや、半券が切り取られているなど既に使用された商品券又は使用されたと思われる商品券は受け取ってはならない。
- (3) 特定取引の際に、会計金額に対して商品券の額面が不足する場合、当該不足分は現金等で会計するものとする。
- (4) 取扱店は、商品券の使用ができない商品又はサービス等を独自に定める場合、利用者にとってわかりやすい場所にその内容を掲示しなければならない。
- (5) 特定取引の際に、偽造された商品券であることが判明した場合、本市又は受託事業者へ速やかに報告するものとする。

（取扱店登録の取消し）

第7 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3の規定による取扱店の登録申込みの内容に虚偽が含まれることが判明したとき
- (2) 第4に規定する取扱店の参加資格を満たさないことが判明したとき
- (3) 第6各号に規定する事項に違反したとき

(4) 取扱店から取消しに係る申し出があったとき

(5) その他市長が必要と認めたとき

(商品券の換金手続き)

第8 取扱店は、第5の2(5)に規定する換金用伝票に、取扱店名及び換金しようとする商品券の枚数等の必要事項を記入し、商品券の半券を切り取り裏面に当該取扱店名の記載又は押印がなされた商品券（以下「半券が切り取られた商品券」という。）とともに受託事業者へ送付するものとする。なお、半券は、換金手続きが完了するまで取扱店において保管するものとする。また、専用アプリを搭載した店舗のスマートフォン等（以下「スマートフォン」という。）を用いて換金業務を行う場合は、商品券裏面の換金用QRコードを読み取り、受託事業者に読み取ったデータを送信するものとする。

2 受託事業者は、前項の規定により取扱店から送付された換金用伝票に記載された商品券の枚数及び半券が切り取られた商品券の枚数が一致することを確認の上、当該取扱店からの申込みによりあらかじめ登録した振込口座へ、半券が切り取られた商品券の枚数に1枚当たり1,000円を乗じた金額を振り込むものとする。また、スマートフォンを用いて換金業務を行った場合は、読み取ったデータ1件当たり1,000円を乗じた金額を振り込むものとする。

3 取扱店から送付された換金用伝票に記載された商品券の枚数と半券が切り取られた商品券の枚数に差異がある場合、受託事業者は取扱店への確認等により原因究明を行い、責任を持って換金手続きを行うものとする。

4 取扱店は、前項の規定に基づき受託事業者から確認等を求められた場合、第1項の規定により保管している半券により換金用伝票に記載された商品券の枚数を確認するなど、受託事業者が行う原因究明に協力しなければならない。

(損害賠償等)

第9 取扱店が本要項の違反により本市又は利用者に損害を与えた場合、一切の損害を本市又は利用者に賠償する責任を負わなければならない。

2 本市は、取扱店が本要項に違反していることが判明した場合、受託事業者へ指示を行い、第8の2の規定による商品券の換金のため

の振込みを停止することができる。

(免責等)

第10 取扱店と利用者との間で特定取引に係る問題が生じた場合において、本市は一切の責任を負わず、取扱店と利用者との間で解決しなければならない。

附 則

この要項は、令和8年4月15日から施行する。